

第20号議案

中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和2年（2020年）3月27日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

会計年度任用職員制度の創設等に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則（平成12年中野区教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

第3条第20号中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同条第22号の次に次の1号を加える。

(22)の2 講師条例第8条の2及び第13条の2の規定による時間講師及び日勤講師の期末手当の支給事務に関すること。

第3条第23号中「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に、「再雇用職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第24号中「再雇用職員」を「会計年度任用職員」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(24)の2 非常勤条例第5条の規定による区立小中学校に勤務する会計年度任用職員の期末手当の支給事務に関すること。

第3条第25号中「第22条第2項及び職員の臨時的任用に関する規則（昭和28年東京都人事委員会規則第5号）」を「第22条の2第1項」に、「事務職員の臨時的任用」を「事務職員に欠員等が生じた場合における会計年度任用職員の採用」に改め、同条第26号中「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中第35号及び第36号を削り、同条第37号中「時間講師規則」を「都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和49年東京都教育委員会規則第24号。以下「時間講師規則」という。）」に改め、同号を同条第35号とし、同条中第38号を第36号とし、第39号を第37号

とし、第40号を第38号とし、同条第41号中「日勤講師規則」を「時間講師規則第17条の3及び日勤講師規則」に改め、同号を同条第39号とし、同条第42号を同条第40号とし、同条第43号中「第18条の2」を「第18条の2及び日勤講師規則第21条」に、「病気休暇の」を「特別休暇の承認又は」に改め、同号を同条第41号とし、同条中第44号から第46号までを削り、同条第47号中「日勤講師規則」を「時間講師規則第18条の3及び日勤講師規則」に改め、同号を同条第42号とし、同条第48号中「日勤講師規則」を「時間講師規則第19条及び日勤講師規則」に改め、同号を同条第43号とし、同条中第49号を削り、第50号を第44号とし、第51号を第45号とし、第52号を第46号とする。

第4条第3号中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

第5条中「第51号」を「第45号」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和元年東京都条例第36号）附則第2項の規定による病気休暇の付与に関することは、第3条の規定にかかわらず、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、教育長に委任する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号及び第4条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。